

10月1日
施行

幸手市空き家等の適正管理に 関する条例を制定しました

近年、所有者や管理者・相続人など(以下所有者)の高齢化や経済的な事情などにより、適正に管理されずに放置され、老朽化や荒廃した空き家等が増加し、倒壊や犯罪の危険性など周辺住民の生活環境への悪影響が問題となっています。

市では、このような問題を防止するため、「幸手市空き家等の適正管理に関する条例」を制定しました。この条例は、平成26年10月1日から施行します。

問合せ 防災安全課 ☎(43) 1111 内線583・FAX(43) 7656

「空き家等」とは？

- ・市内に所在する建物やそのほかの工作物、その敷地
- ・常時無人の状態をいい、実際に生活実態のない状態

「管理不全な状態」とは？

- ・老朽化し、台風などの自然災害により倒壊のおそれがある状態
- ・建築材などを飛散させ、当該敷地外にある者の生命、身体または財産に損害を及ぼすおそれのある状態
- ・不特定者の侵入による火災や犯罪が誘発されるおそれがある状態
- ・草木が著しく繁茂し、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態

この条例は、空き家等の適正な管理に関して必要な事項を定め、その所有者に対して、適正な管理を促すことにより、生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進し、市民のみなさんの安全で安心な生活を確保することを目的としています。

所有者は、空き家等が管理不全な状態にならないよう自らの責任で適正な管理を行う義務と責任があります。

また、空き家等の適正な管理が行われない場合には、市は所有者に対して、必要な措置を講じていきます。

みなさんからの情報提供を受け、調査を行った結果、この条例の対象となる管理不全な状態が確認できた場合は、つぎの対応を行います。

市の対応

【調査】 みなさんからの情報提供があった場合、市で「実態調査」や「立入調査」を行います。

【助言・指導】 所有者に適正な維持管理がなされるよう「助言・指導」を行います。

【勧告】 指導した場合においてなお適正な管理を行わなかった場合には、相当な期間を設けて措置を講ずるよう是正の「勧告」を行います。

【命令】 勧告に従わず、著しく管理不全な状態である場合には、期限を定めて必要な措置を講ずるよう「命令」を行います。

【公表】 所有者が、正当な理由なく命令に従わないときには、氏名・住所・空き家等の所在地・命令の内容などの「公表」を行います。

【代執行】 命令を受けた所有者が、履行期限を経過しても当該命令を履行しない場合、ほかの手段によってその履行の確保が困難で、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる場合は、「行政代執行法に基づく代執行」を行います。

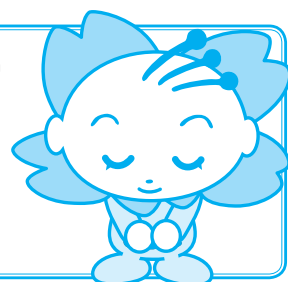
【応急措置】 周囲の状況などにより、緊急に危険を回避する必要がある場合で、かつ、所有者が判明しない場合は、「必要最小限の応急措置」を行います。

【空き家の有効活用】 空き家を有効活用するために、所有者との協議の中で、近隣住民や関係機関などの情報を提供します。

適正な管理を行うために

今後、ますます進んでいく高齢化や少子化により、危険な状態の空き家等の増加が心配されます。所有者のみなさんは、「空き家等の様子を定期的に見る」「自分で管理できない場合は業者に依頼する」など、適正な管理をお願いします。

また、危険な状態にある空き家等を発見した場合や、近所の空き家等によって被害を被る可能性がある場合は、防災安全課へご連絡ください。



平成 26 年度税制改正に伴う幸手市税条例の改正

軽自動車税

国と地方を通じた自動車関連税の見直しに伴い、平成 27 年 4 月 1 日から軽自動車税の税率を変更します。

▶原動機付自転車、二輪車など

平成 27 年 4 月 1 日から以下のとおり変更します。

種 別		税率（年額）	
		変更前	変更後
原動機付自転車	50cc 以下のもの （ミニカーを除く）	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽自動車 二輪（125cc 超 250cc 以下）		2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車（250cc 超）		4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	1,600 円	2,400 円
	その他のもの	4,700 円	5,900 円

▶四輪以上、三輪の軽自動車

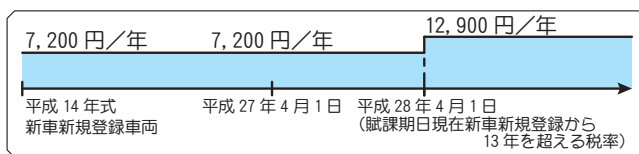
平成 27 年 4 月 1 日以後に初めて新規検査を受ける新車新規登録車両は、下記②の税率となります。

また、平成 27 年 3 月 31 日以前に取得されている車両や新規検査済車両は①の税率で、従前と変更はありません。

なお、新規検査から 13 年を超える車両は③の重課税率となります（平成 28 年度から適用開始）。

種 別	税率（年額）		
	①平成 27 年 3 月 31 日以前	②平成 27 年 4 月 1 日以降	③ 13 年超 （重課税率）
三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上	乗用 自家用	7,200 円	10,800 円
	乗用 営業用	5,500 円	6,900 円
	貨物 自家用	4,000 円	5,000 円
	貨物 営業用	3,000 円	3,800 円

※電気軽自動車、天然ガス軽自動車などの車両は重課税率の対象とはなりません。



※適用開始年度（平成 28 年度）に③の重課税率の対象車両は「平成 14 年式」以前の車両となります。

法人市民税

地方自治体間の税源の偏在性の是正のため、平成 26 年度税制改正に基づき、法人市民税法人税割の税率を以下のとおり引き下げる条例改正をしました。なお、この改正は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用します。

資本金額による区分	現行	改正後
資本金等 1 億円超	14.1%	11.5%（△ 2.6%）
資本金等 1 億円以下	13.1%	10.5%（△ 2.6%）

※なお、法人住民税割の税率引下げ分を地方交付税の原資にするため地方法人税（国税）が創設されます。

問合せ 税務課 (43) 1111 内線 133・FAX (43) 1125

催しにおける 防火管理について

埼玉東部消防組合火災予防条例の一部改正

▶屋内又は屋外での催しにおける消火器の準備（平成 26 年 8 月 1 日施行）

コンロ、ストーブ、発電機などの対象火気器具等を「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し（祭礼等）」に使用する場合、消火器の準備が必要になりました。

※「多数の者の集合する催し」には、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会など、相互に面識がある人が参加する催しなどは含まれません。

▶対象火気器具等を使用する露店などを開設しようとする場合（平成 26 年 8 月 1 日施行）

祭礼等に際して、対象火気器具等を使用する露店などを開設しようとする場合、所轄消防署への届出が必要になりました。

▶「指定催し」について（平成 26 年 12 月 1 日施行）

所轄消防署長は、屋外での祭礼等のうち、大規模なものとして消防局長が定める要件（露店などが 100 店舗以上出店、かつ、1 日の人出予想が 10 万人以上）に該当し、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるものと認めるものを「指定催し」として指定します。

※指定催しの主催者は、防火担当者を選任し、火災予防上必要な業務に関する計画の作成、所轄消防署への届出が義務付けされました。

平成 25 年 8 月に京都府で発生した福知山花火大会の火災を踏まえ、大規模な催しの主催者に対し、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成などを義務付けましたのでお知らせします。

問合せ 埼玉東部消防組合消防局予防課 (21) 1014